

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 健康を取り巻く社会環境の変化

近年、我が国は、世界でも有数の長寿国となった一方で、高齢化の進展とともに、がんや生活習慣病の重症化や認知症の増加等により、介護を要する人も増え、健康寿命の延伸が課題となりました。

法制度の整備や仕組みの構築、県・市町等関係団体の取り組みにより健康寿命¹も延伸してきましたが、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人と人とのつながりの希薄化や地域活動の低下等により、健康格差²の拡大も懸念されます。

さらに、少子高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加等の世帯構造の変化や、仕事と育児・介護との両立等多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大等社会の多様化、DX³の加速、次なる新興感染症を見据えた新しい生活様式への対応の進展等の社会変化が予想され、これらを踏まえた全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指した取り組みが求められています。

また、食を取り巻く環境についても大きく変化する中で、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進み、世帯構造の変化や様々な生活状況により健全な食生活を実践することが困難な場面も増えており、変化に応じた食育を推進していく必要があります。

¹ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。国の令和元年の健康寿命は男性 72.68 歳、女性 75.38 歳である。

² 健康格差：当人にとってコントロールすることが不可能な種々の環境要因（貧困、過労など）によって、社会の内において生まれる健康状態の格差のこと。

³ DX：「Digital Transformation」の略。進化したデジタル技術を活用し、生活をより便利にすること。ビジネスにおいてはデジタル技術を活用し、製品、サービス、ビジネスモデル、業務内容、組織等を変革し競争優位に立つことと解釈される。

(2) 健康づくりの国の動向

ア 健康増進に向けた取り組み

平成 25 年（2013 年）から、第 4 次国民健康づくり対策「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」が開始し、少子高齢化や疾病構造の変化に対応するため、生活習慣や社会環境の改善を通じて、全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指しました。健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図るために、生活習慣病の予防や社会環境の整備に取り組みられました。

そして、令和 6 年（2024 年）からは第 5 次国民健康づくり対策である「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次）」が始まります。この対策では、人生 100 年時代を迎え、社会が多様化する中で、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに、「誰一人取り残さない健康づくり」「より実効性をもつ取り組みの推進」を重点に置いた取り組みが行われます。

イ 食育推進に向けた取り組み

平成 28 年（2016 年）に、「第 3 次食育推進基本計画」が策定され、若い世代や多様な暮らしに対応した食育の推進、健康寿命の延伸につながる食育の推進、食の循環や環境を意識した食育、食文化の継承に向けた食育の推進を掲げてきました。

令和 3 年（2021 年）には、「第 4 次食育推進基本計画」を策定し、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進と持続可能な食を支える食育の推進を重点事項としています。

ウ がん対策に関する取り組み

平成 18 年（2006 年）には、がん対策の一層の充実を図るために「がん対策基本法」が成立しました。翌平成 19 年（2007 年）には、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るために「がん対策推進基本計画」が策定されました。

「がん対策推進基本計画」はその後の改定を経て、令和 5 年（2023 年）に策定された「第 4 期基本計画」では、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」という全体目標が掲げられました。この目標のもと、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」の 3 つの柱が設けられ、各分野における具体的な取り組みが定められています。

エ 歯科口腔保健に関する取り組み

平成23年（2011年）に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」や翌平成24年（2012年）に制定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」により、歯科疾患の予防や口腔機能の向上等の施策が進められてきました。

令和6年（2024年）からは「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」が始まります。この事項は、全ての国民が健康で質の高い生活を送るために、生涯を通じた歯科口腔保健を実現することを目指しています。

（3）尾道市における策定の趣旨

尾道市は、平成25年度（2013年度）に、10年計画として第二次健康おのみち21を策定しました。平成29年度（2017年度）に中間評価と計画の見直しを行い、令和4年度（2022年度）までの予定でしたが、国の計画である健康日本21（第二次）の計画期間が1年間延長されたことから、本市の計画期間も1年間延長し、令和5年度（2023年度）までとしました。

また、食育に関しても、平成29年度（2017年度）に、5年計画として、第三次尾道市食育推進計画を策定し、第二次健康おのみち21と同様に令和4年度（2022年度）までの予定でしたが、同様に1年間延長し、健康づくりや食育に関する各種施策を展開してきました。

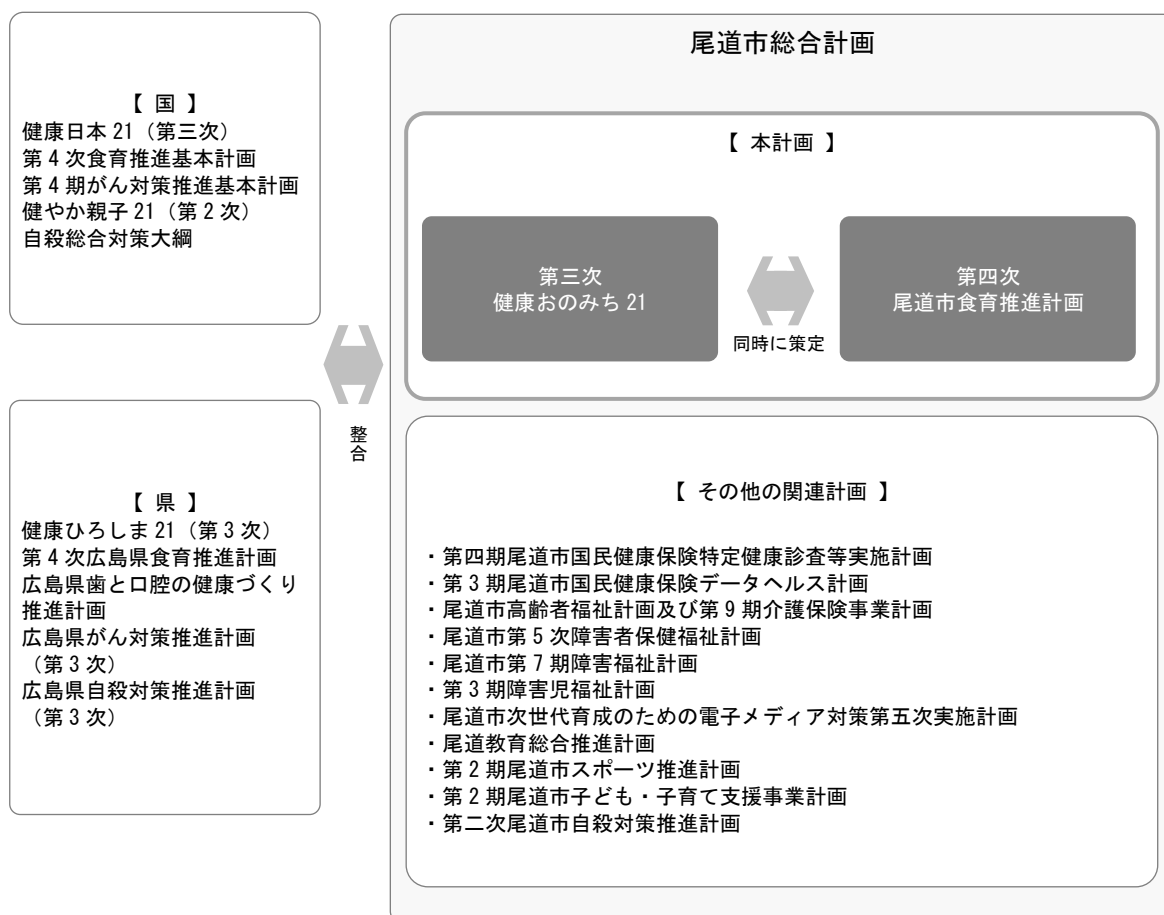
これまでの取り組みを評価し、国や県の健康づくり・食育に関わる動向や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民の健康づくりへの影響等新たな課題を踏まえて、健康づくりと食育を効果的に推進し、更なる市民の健康増進を図るために、令和5年度（2023年度）に「第三次健康おのみち21」と「第四次尾道市食育推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」です。

本計画は、「尾道市総合計画」の健康づくりに関する基本方針を踏まえるとともに、関連計画である「第二次尾道市自殺対策推進計画」「尾道市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」「尾道市第5次障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」「第四期尾道市国民健康保険特定健康診査等実施計画」「第3期尾道市国民健康保険データヘルス計画」「第2期尾道市スポーツ推進計画」「第2期尾道市子ども・子育て支援事業計画」等と整合を図りながら策定しています。

また、国の「健康日本21（第三次）」や「第4次食育推進基本計画」「第4期がん対策推進基本計画」、県の「健康ひろしま21（第3次）」や「第4次広島県食育推進計画」等とも整合を図りながら策定しています。



3 計画期間

第三次健康おのみち 21 は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 12 年間を計画期間とし、令和 11 年度（2029 年度）に中間評価を行います。

また、第四次尾道市食育推進計画は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 6 年間を計画期間とします。

4 計画の策定体制及び推進体制

（1）第三次健康おのみち 21 及び第四次尾道市食育推進計画策定委員会

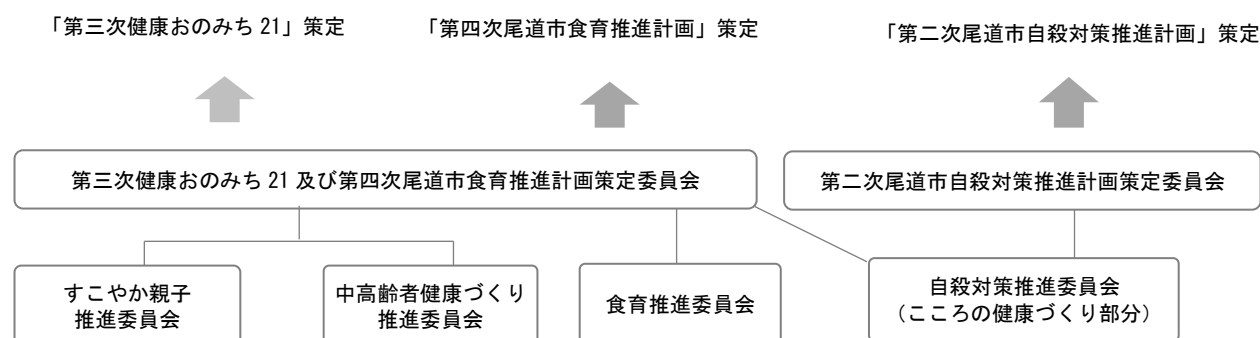
本計画の策定にあたっては、保健事業関係者や医療関係者、社会福祉関係者、学校関係者、学識経験者等からなる「第三次健康おのみち 21 及び第四次尾道市食育推進計画策定委員会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

（2）推進委員会

本計画策定にあたり、策定委員会とは別に実務者で構成する「すこやか親子」「中高齢者健康づくり」「食育」の 3 つの推進委員会を設置し、計画案等について検討しました。また、こころの健康づくりについては、「自殺対策推進委員会」で検討しました。

今後も推進委員会を定期的で開催し、各分野における取り組みの評価や意見交換の機会を設け、効果的な施策の展開を目指します。

策定体制図



(3) 尾道健康づくり推進会議の開催

健康寿命の延伸を図り、医療費や扶助費の適正化に向けて全庁的な総合戦略の協議、推進及び事業評価を行うため、副市長を委員長に関係部局等で構成する「尾道健康づくり推進会議」と「尾道健康づくり推進ワーキング会議」を開催し、健康づくりに関する情報を共有しながら、効果的な事業展開を目指します。

(4) アンケート調査の実施

「第二次健康おのみち 21 見直し計画」と「第三次尾道市食育推進計画」の最終評価を行い、次期計画づくりに向けた基礎資料とするため、「尾道市健康づくり・食育に関するアンケート調査」を実施しました。(詳細は 26 頁参照)

(5) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を聴取するために、パブリックコメントを実施しました。